

ニュージーランドにおける 中古車・中古建設機械の輸入制度

2010年12月

ジェトロ・オークランド事務所

目次

第I章 中古車	2
1. 輸入規制・手続き	2
1-1. 輸入販売可能な輸入者要件	2
(1) 登録資格／登録禁止業者	2
(2) 自動車取引業者登録方法	2
(3) 登録内容／費用	2
1-2. 輸入手続きの流れ	3
(1) 日本からの必要書類	3
(2) 検疫検査の必要書類	3
(3) 通関手続きの必要書類	4
2. 車両に関する規格基準の概要	5
2-1. 輸入販売可能な車両要件	5
2-2. 法定性能／環境認証（排気ガス、騒音）	7
(1) 前面衝突安全性能基準	7
(2) 排気ガス基準	7
(3) 燃費証明書	7
(4) 大型車ブレーキ基準証明書	8
(5) 排気騒音	8
2-3. 車両検査手続きの流れ	9
(1) 水際検査	9
(2) 通関手続き	9
(3) 輸入車両検査	9
(4) 輸入車検確認内容	10
(5) 改造車や大型車の場合	10
(6) 検査の終了	10
2-4. 検査期間／費用	10
2-5. 輸入車両検査が不要な車種	11
3. 車両登録／販売手続き	12
3-1. 車両登録	12
3-2. 販売手続き	12
4. その他の留意点・参考情報	13
4-1. 内国諸税と諸費用	13
(1) 関税、消費税	13
(2) 輸入取引手数料、バイオ・リスク・スクリーニング税	14
(3) NZにおける検疫・水際検査費用	14
(4) 輸入登録費用、ライセンス費用	15
(5) 道路使用料（ディーゼル車と大型車のみ）	15
4-2. 車検制度・保険制度	16
(1) 車検制度	16
(2) 保険制度	16
4-3. 参考情報	17
4-4. 情報源・関係官庁	20

第Ⅱ章 中古建機.....	22
1. 輸入販売可能な輸入者要件.....	22
2. 事前許可取得手続きの流れ.....	22
(1) 輸入前の通知.....	22
(2) 船積み前の洗浄消毒.....	22
(3) 検疫の必要書類.....	23
(4) NZにおける検疫.....	23
3. 関税率その他.....	23

第 I 章 中古車

1. 輸入規制・手続き

1-1. 輸入販売可能な輸入者要件

輸入ライセンスは不要

ニュージーランド（以下、NZ）では中古車輸入を認めており、安全基準や排気ガス基準、所有権の証明等の条件を満たした車両であれば、原則的に誰でも自由に輸入することができる。よって輸入ライセンスというものはない。輸入条件は個人使用・商業目的とも共通。

1年に3台以上の輸入は自動車取引業者登録が必要

2003年に施行された「自動車販売法」(Motor Vehicle Sales Act 2003) *¹により、1年に6台以上の販売もしくは3台以上の輸入に携わる者は自動車取引業者とみなされ、政府登録が必要とされている。その他に業者登録が義務付けられているのは、自動車販売市場運営者（インターネット販売も含む）、卸売業者、競売業者、コンサルタント等。1年に2台までの輸入であれば登録は不要。

*¹ 「自動車販売法」(Motor Vehicle Sales Act 2003)

<http://www.legislation.govt.nz/act/public/2003/0012/latest/DLM188104.html>

(1) 登録資格／登録禁止業者

自動車取引業者登録には登録資格があり、登録禁止業者でないことが必須条件となる。自動車販売法では登録資格のない者と登録を禁じられた者を規定している。登録資格のない個人は18歳以下、自己破産者等。法人の場合は海外登記企業、清算会社、業者登録を禁じられた個人が役員を務める会社等。業者登録をせずに取引したり、不正行為や経営者として問題があった場合も登録が禁じられる。業者登録を禁じられた個人・法人の一覧はMVTRの専用ページに掲載されており、取引先が禁止業者でないかを確認できる。

(業者登録を禁じられた者の定義は、消費者省の“Banned person”を参照)

<http://www.consumeraffairs.govt.nz/for-business/compliance/motor-vehicle-sales-act/definitions-used-in-the-mvsa>

(業者登録を禁じられた個人・法人一覧)

<http://www.motortraders.med.govt.nz/cms/registration-renewal/learn-more-about-registration/banned-persons-list>

(2) 自動車取引業者登録方法

自動車取引業者登録は個人・法人とも可能。オンライン申請か郵送申請のいずれかを選択でき、オンライン申請の場合はNZ経済開発省 (Ministry of Economic Development) の専用ホームページ、自動車取引業者登録 (MVTR: Motor Vehicle Trader Registration) <http://www.motortraders.med.govt.nz/cms>から直接申請できる。郵送申請の場合はダウンロードした申請書類に必要な事項を記入のうえ申請書類上の宛先に郵送する。

(3) 登録内容／費用

登録内容：個人の場合は、住所・氏名・連絡先・運転免許証やパスポート番号など個人が特定できる個人情報。法人の場合は、企業名・所在地、経営陣全員の個人情報など。

登録費：年間 595.95NZ ドル。登録費以外に消費税（GST：Goods and Services Tax）、自動車簡易裁判所（Motor Vehicle Disputes Tribunal）への課徴金が含まれている。登録更新は1年毎で、更新手続きおよび登録内容の変更はMVTRのホームページからできる。

（登録の詳細はMVTR “How do I register?” を参照）

<http://www.motortraders.med.govt.nz/cms/registration-renewal/learn-more-about-registration/how-do-i-register/>

1-2. 輸入手続きの流れ

NZ への中古車輸出は車種を確定し、車種ごとに定められた輸入条件を確認して必要書類を揃えることから始まる。NZ に輸出される中古車は輸出国を問わず抹消登録証明書（Deregistration certificate）必要とし、NZ 農林省（MAF：Ministry of Agriculture and Forestry）による検疫検査、NZ 運輸局（NZTA：NZ Transport Agency＝旧 NZ 陸運局から改組）の指定輸入車両検査業者（Entry Certifier、後述）による一種の輸入車検が義務付けられている。

（1）日本からの必要書類

NZ 運輸局は日本からの自動車輸入に関してホームページに専用ページを設けている。

（詳細は“Used vehicle from Japan”参照）

<http://www.nzta.govt.nz/vehicle/importing/step-two/japan.html>

そこに記載されている主な必要書類は以下の通り。

- ・所有権を証する書類：車両の所有を法的に証明できる完成検査終了証、輸出予定届出証明書、輸出抹消仮登録証明書の原本いずれか。または歴代オーナーが確認できる「登録事項等証明書」の原本等。売渡証、購入時の領収書でも代用できるが、これら英語ではない書類は公証翻訳（アポスティューユ）が求められる。
- ・排気ガス基準、前面衝突安全性能基準（Frontal impact compliance）と、車種に基づく輸入基準（Overall standards）に適合していることを示すための
 - a. 完成検査終了証（Completion inspection certificate）
 - b. 輸出予定届出証明書（Export Certificates）
 - c. 輸出抹消仮登録証明書（国土交通省が発行した抹消登録番号が印字されたもの）のいずれか一つ。もしくはこれらが入手できない場合はコンプライアンス通知書（Statement of compliance）と呼ばれる車両製造メーカーの正式な代理人が発行した、NZ の輸入基準に適合していることの証明書（但し、これは日本車輸出ではほとんど用いられない）。
- ・燃費証明書
- ・大型車ブレーキ基準証明書

（2）検疫検査の必要書類

NZ は輸入品に対するバイオセキュリティーを厳格に行っており、輸入される全ての中古車はその対象となる。検疫は NZ 農林省バイオセキュリティー局（Bio-security New Zealand）の検疫官が行い、車両の内装・外装に昆虫、植物関連物質、土壌、汚水、その他汚染物質がないかを調べる。検査を通過できない場合は NZ 農林省の指定施設で検疫処理（洗浄・消毒）を行うか、国外への転送を求められ、関連する費用は全額輸入者の負担となる。検査は車両上の道具を使わずに開けられる部分全てを対象とする。なお並行輸入の新車は検疫を免除されるが、検疫官が汚染を認めた場合は中古車同様の扱いとなる。日本

では船積み前に NZ 農林省の検疫を受けられる港もあるが、国によっては国際植物防疫条約にもとづく輸出国政府の検査官による検査の場合もある。

船積み前検査：日本からの輸出は日本で検疫を済ませることが一般的で、船会社が申請や手続きを代行して船賃に検疫料を含めるケースが多い。船積み前検査は船積みまでの 10 日以内に行わなければならない。但し、輸出国の検査官による検疫の場合は荷揚げ後に部分的な再検査が実施される。

荷揚げ後検査：NZでの検査は荷揚げ後 12 時間以内またはコンテナ開梱後 12 時間以内の検査が義務付けられている。検査を通過できない場合、検疫官の指示に従って検疫処理施設に車両を搬送し、施設での洗浄・消毒後に再検査を受ける必要がある。

検疫の場所を問わず、車両の荷揚げには以下の情報が記載された検疫書類が必要となる。

(詳細は農林省 “Importing Used Buses, Cars, Motor Cycles, Trucks, Utility Vehicles and Vans From Any Country” 参照)

<http://www.biosecurity.govt.nz/imports/non-organic/standards/bmg-std-vehil.htm>

- ・ 車台番号 (車両識別番号 (VIN: Vehicle identification number)、シャーシ番号等)
- ・ 製造メーカー/車種
- ・ 生産国 (原産地)
- ・ 貨物運送状
- ・ 荷送人
- ・ 荷受人および所在地

(3) 通関手続きの必要書類

通常、通関手続きは輸入者に委託された海運業者、運送会社、通関業者等輸入関連業者が代行することが多い。個人の引越し輸入の場合は引越し業者の場合もある。NZ 輸出向けの車両を日本で購入する場合、エージェン트가ディーラーやオークショナーからの購入を仲介し、必要書類を用意して NZ への輸送を手配することが一般化している。こうしたエージェン트가手数料も車両取得価格の一部とみなされ、関税と消費税 (15%) の対象となる。

- ・ NZ 農林省の検疫検査証
- ・ 輸入者のパスポート
- ・ 輸入車購入額と購入日を示した領収書
- ・ 輸出抹消仮登録書 (日本からの輸出の場合)
- ・ 日本からの輸出費用を示すインボイス
- ・ NZ までの運賃証明書と保険明細書
- ・ 船荷証券
- ・ NZ 輸出のための購入時の走行距離計表示値
- ・ NZ 輸入時の走行距離表示値

(詳細はNZ税関の “Imports from Australia, Japan, UK” 参照)

<http://www.customs.govt.nz/travellers/Motor+vehicles/Imports+from+Australia%2c+Japan%2c+UK.htm>

2. 車両に関する規格基準の概要

2-1. 輸入販売可能な車両要件

NZは車両を中小型車 (Light vehicles、乗用車・モーターバイク・バン等、車両総重量 3.5 トン未満) と大型車 (Heavy vehicles、大型のバス・トラック・トレーラー等、車両総重量 3.5 トン以上) に分け、二輪車も含め8つの車種区分 (vehicle class) に分けている。車体構造により、さらに車種コードが分かれるものもある。輸入条件は各車種区分ごとに定められている。部分的な免除条件も車種区分で異なり、移民や海外から帰国するNZ人が持ち込む個人使用のための車両は特に条件が緩和されている。普通乗用車 (車種コード: MA) に限り、事前に申請すれば 1990 年以前に製造された車両と特別仕様車は基準の適用を部分的に免除される。基準適合の確認は輸入車両検査の一環として輸入車両検査業者が行い、検査に合格して車両登録を済ませれば販売が可能になる。

輸入車の車種区分と輸入条件 (○=適用条件)								
車種区分	オートバイ	普通乗用車	4x4・SUV・ミニバス	軽トラック・UTE	10座席以上の小型バス	大型バス	大型トラック	大型トレーラー
車種コード	LC,LD,LE	MA	MB, MC	NA	MD1, MD2	MD3, MD4, MD5	NB, NC	TC, TD
【輸入条件】								
排気ガス基準*1	---	○	○	○	○	○	○	---
輸入車両検査*2 (Entry certification)	○	○	○	○	○	○	○	○
走行可能な状態 (車検を通り、錆がないなど)	○	○	○	○	○	○	○	○
右ハンドル	---	○*3	○*3	○*3	○*3	○*4	○*3	---
前面衝突安全性能基準*5 (Frontal Impact Standard)	---	○	○*6	○*6	---	○*6	---	---
製造年によるその他の車両基準	○	○	○	○	○	○	○	○
燃費証明書*7	---	○	○	○	○	---	---	---
大型車ブレーキ基準*8	---	---	---	---	---	○	○	---
他の大型車規定(シャーン機能評価、 スペシャリスト認定*9等) ブレーキ基準*10	○	---	---	---	---	○	○	○
【輸入条件の部分免除条件】*11	---	---	---	---	---	---	---	---
1990年以前に製造された車両*12	---	○	---	---	---	---	---	---
特別仕様車*13 (special interest vehicle)	---	○	---	---	---	---	---	---
移民・帰国するNZ人の車両*14	---	○	○	○	---	---	---	---

(出所)NZ運輸局の資料を基に独自に作成

【注釈と関連 URL】

*1=排気ガス基準: Land Transport Rule: Fuel Consumption Information 2008
<http://www.nzta.govt.nz/resources/rules/fuel-consumption-information-2008-index.html>

*2=輸入車両検査: Entry certification for imported vehicles
<http://www.nzta.govt.nz/vehicle/warrants-certifications/entry.html>

*3=自家用の場合のみ左ハンドル車の輸入も可能 *4=左ハンドル車は右ハンドルへの変更が必要
 左ハンドル規制: Importing a left-hand drive vehicle (Factsheet 12)
<http://www.nzta.govt.nz/resources/factsheets/12/importing-a-left-hand-drive-vehicle.html>

*5=前面衝突安全性能基準: Land Transport Rule: Frontal Impact 2001
<http://www.nzta.govt.nz/resources/rules/frontal-impact-2001-index.html>

*6=対象車は 03 年 10 月 1 日以降に製造された車両

*⁷=燃費証明書 : Land Transport Rule: Fuel Consumption Information 2008
<http://www.nzta.govt.nz/resources/rules/fuel-consumption-information-2008-index.html>

*⁸=大型車ブレーキ基準 : Land Transport Rule: Heavy Vehicle Brakes 2006
<http://www.nzta.govt.nz/resources/rules/heavy-vehicle-brakes-2006-index.html>

*⁹=他の大型車規定の大型車スペシャリスト認定 : Vehicle inspection requirements manual (VIRM): Heavy vehicle specialist certification
<http://www.nzta.govt.nz/resources/virm-heavy-veh-specialist-cert/>

*¹⁰=対象車は02年10月1日以降に製造された車両。ブレーキ基準 : Motorcycles and mopeds
<http://www.nzta.govt.nz/vehicle/classes-standards/standards/motorcycles.html>

*¹¹=輸入条件の部分免除条件 : <http://www.nzta.govt.nz/vehicle/classes-standards/exceptions.html>

*¹²=1990年以前に製造された車両は前面衝突安全性能基準の適用が免除される

*¹³=特別仕様車とは事前に輸入認可を受けたクラシックカー等

特別仕様車 : Special interest vehicles (Factsheet 44b)

<http://www.nzta.govt.nz/resources/factsheets/44b/special-interest-vehicles.html>

*¹⁴=移民・帰国するNZ人の車両は排気ガス基準と前面衝突安全性能基準の適用が免除される
移民・帰国するNZ人の車両 : Immigrants' vehicles (Factsheet 44a)

<http://www.nzta.govt.nz/resources/factsheets/44a/index.html>

輸入条件の部分免除申請書類 :

<http://www.nzta.govt.nz/resources/app-exemption-from-vehicle-rules/docs/vcufef-11-application-for-exemption-from-land-transport-vehicle-rules.pdf>

2-2. 法定性能/環境認証（排気ガス、騒音）

（1）前面衝突安全性能基準

2002年4月に導入された前面衝突安全性能基準は安全面からNZでの中古車輸入において最も重視されている。普通乗用車を始めとする座席数9席までの中小型車は同基準に適合しなければ車両登録ができない。大型バスも対象。基準導入以降2005年、2008年、2010年に改定されている。現在のところ、2003年10月1日以降に日本で国内市場向けに製造された車両はNZの前面衝突安全性能基準に適合しており、2000年7月1日以降に製造された軽自動車（排気量660cc以下）も適合している。それ以前の年式のもの是要確認。

（2）排気ガス基準

NZは国産車がないため、排気ガス基準は主要輸出国/地域である日本、米国、豪州、欧州の規制をそのまま導入している。よって日本からの輸入車は中古車、並行輸入の新車とも、輸出予定届出証明書、輸出抹消仮登録証明書、完成検査終了証の原本に記載されている型式コードの最初のアルファベット（日本の排気ガス規制の識別記号例：GK、HQ、TA、LC等）に基づいて、NZの排気ガス基準に適合していることを証明する。排気ガス基準は燃料（ガソリン・CNG・LPG・ディーゼル）もしくは中小型車か大型車かによって異なるが、日本車の場合は中小型車・大型車ともに共通。

日本の排気ガス規制に基づくNZへの輸入認可期間

NZへの輸入認可期間	ガソリン車、LPG車、CNG車	ディーゼル車
2009年1月1日～ 2011年12月31日	平成12、13、14年規制	/
2012年1月1日～ 2012年12月31日		
2009年1月1日～ 2009年12月31日	平成14、15、16年規制	
2010年1月1日～ 2012年12月31日		

(注)日本車は中小型車・大型車共通

(注)平成17年規制以降は識別記号が2桁から3桁に変更

(出所)NZ運輸局の資料を基に独自に作成

（3）燃費証明書

燃費証明書は100kmを走行するのに必要な燃料量の証明を求めるもので、日本の中古車の場合は市街地走行に高速走行を加えた「コンバイン・サイクル」（日本の「10・15モード燃費」に相当）での数値を提出する。日本車は2000年1月以降に製造された車両が対象となるが、燃費証明が入手不能で数値が「不明」（unknown）と記載されたものでも、輸入車両検査業者に提出することができる。提出された内容はNZ政府による気候変動への対応やエネルギー政策への情報として利用される。

（詳細は“Fuel consumption information for importers”参照）

<http://importer.fuelsaver.govt.nz/>

(4) 大型車ブレーキ基準証明書

詳細は輸入車両検査マニュアル (Vehicle inspection requirements manual. Entry Certification) の以下の項目を参照。

- Brakes:8-1 Service brake and park brake

<http://www.nzta.govt.nz/resources/virm-entry-cert/docs/ic-8-brakes.pdf>

- Technical bulletin 33- Brakes standard compliance

<http://www.nzta.govt.nz/resources/virm-entry-cert/docs/technical-bulletins.pdf>

(5) 排気騒音

車検時に停止状態での視聴によるマフラー検査で排気騒音が大き過ぎる場合、騒音測定検査 (Objective noise test) を受けることを要求されることがある。ただし、改造車ではなく製造時の状態が保たれている限り、騒音が問題になることはほとんどない。

2-3. 車両検査手続きの流れ

NZへの輸入車は車両登録までに3段階の検査を経る。まず荷揚げ後にNZ農林省が検疫検査を行い、「水際検査」(border check)と呼ばれる確認作業も行う。次に通関手続きが行われ、その後に輸入車両検査業者による輸入車検に相当する輸入車両検査を受ける。一連の検査手続きは海運業者、運送会社、通関業者等が輸入者に委託されて代行して行うことが多い。全ての輸入車は輸入車両検査を義務付けられているため、車両の荷揚げは指定検査業者がいる港に限定されている。

(1) 水際検査

水際検査はNZ農林省が検疫検査の際にNZ運輸局を代行して以下について確認する。

- ・車両(車体番号、製造メーカー、車種)
- ・輸入者
- ・検査時の走行距離計表示値
- ・目立った水没被害、構造上の損傷・劣化
- ・ハンドル位置(左か否か)

確認内容は運輸局に送られ同局のデータベースLANDATAに登録される。農林省は検疫検査と水際検査費用を輸入者に請求する。日本からの輸出は船積み前に農林省の検疫官が検疫検査と水際検査を済ませておくことができ、合格した車両には緑のステッカーが貼られる。この場合はNZでの再検査が免除される。

(2) 通関手続き

手続き必要書類は1-2-(3)参照。通関手続きでの書類提出および確認、関税(課税対象の場合)と消費税の支払いが全て終了するまで、車両は保全地域に保管される。なお、走行距離計の表示に不正が認められたり、走行距離計がない車両は「輸入禁止令2008年」(Customs Import Prohibition Order 2008)^{*2}により輸入が禁じられているため、税関に没収されたり、部品として売却するよう命じたりする可能性がある。

尚、通関後に車両は輸入者に引き渡されるが、公道を走行することができないため、業者用仮ナンバープレートを持つ業者に委託するか、牽引して検査業者に持ち込む必要がある。

^{*2} 「輸入禁止令2008年」(Customs Import Prohibition Order 2008)

<http://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2008/0241/latest/DLM1455701.html>

(3) 輸入車両検査

NZでの検査:

輸入車は中古車か並行輸入の新車かを問わず、NZ運輸局が指定し輸入車両検査業者による輸入車両検査(Entry certification)が義務付けられている(小型トレーラー・キャラバンは除く)。検査は輸入車検に相当する。検疫と水際検査は日本で済ませることができ、最終的な輸入車両検査はNZでしか行えない。

輸入車両検査業者4社:

Automobile Association (AA)、Vehicle Inspection New Zealand (VINZ)、Vehicle Testing New Zealand (VTNZ)、Safer Vehicle Testing Ltd (SVT)

各社の連絡先は下記URL参照

<http://www.nzta.govt.nz/vehicle/importing/step-four.html>

(4) 輸入車検確認内容

この段階で必要書類の内容確認と実地検査が行われ、問題があれば修理や部品交換が指示され、追加資料を求められることもある。具体的には以下の点が確認・認定される。

- ・製造国における安全基準と排気ガス基準への適合の確認
- ・走行に良好な状態か、改造車かどうかの確認
- ・修理や特別検査の必要性の確認
- ・純正部品あるいは認定品が使用されていることの確認
- ・最新の安全基準と排ガス基準への適合認定
- ・法的所有権の確認

(5) 改造車や大型車の場合

中小型の改造車は輸入車両検査業者から少量生産車検査業者 (Low volume vehicle (LVV) certifier) に送られ、特別認定証 (Specialist certification) を取得する必要がある。関連費用は輸入者負担となる。前面衝突安全性能に構造上もしくはシステム上の改造が認められた場合は認定証が発行されず、輸入車両検査に合格できない。大型車 (改造車含む) は大型車特別検査業者 (Specialist heavy-vehicle certifier) の確認・認定を必要とする。

(大型車の特別検査は運輸局 “Vehicle inspection requirements manual-heavy vehicle specialist certification” 参照)

<http://www.nzta.govt.nz/resources/virm-heavy-veh-specialist-cert/docs/virm-hvsc.pdf>

(6) 検査の終了

全ての確認・認定を経て輸入車両検査に合格した場合 (修理や特別な検査が必要な場合は再検査後)、輸入車両検査業者より以下2点が発行されて検査過程を終了する。

- ・車両登録申請用紙 (MR2A) と車検証
- ・請求書 (検査費用および修理・部品交換があった場合は当該費用も含む)

なお検査結果に不服がある場合、検査業者の本社に申し立て調査を求めることができる。その調査結果にも不服がある場合、NZ 運輸局に見直しを要請することができる。

2-4. 検査期間／費用

輸入車両検査から車両登録までの期間は、NZ 農林省による水際検査の結果が NZ 運輸局のデータベース LANDATA に登録終了後 (通常は 72 時間以内) であれば、必要書類が揃い、修理や特別認定証を必要としない場合は 1 日で終わることができる。

検査費用は関連政府機関と業者により個別に設定されているが、政府機関間はまとめて請求するなど手続きの簡素化を図っている。輸入車両検査費用は業者により異なるが、おおよそ 350NZ ドル程度 (消費税別)。車両登録費用は期間 (6 ヶ月・12 ヶ月) ・車種・排気量・使用目的によって異なる。

2-5. 輸入車両検査が不要な車種

以下の車種は車両識別番号（VIN：Vehicle identification number）のない「非 VIN 車両」として NZ での VIN 番号を登録する必要はない。そのため輸入車両検査を必要としない。

- ・原付自転車（モペット）
- ・車両総重量 3.5 トン未満の小型トレーラー・キャラバン
- ・トラクター
- ・自走式農機
- ・不整地走行用に設計されたトレーラー、可動機械
- ・オフロードカー（ATV：オール・テライン・ビークル）

非 VIN 車両は専用の車両登録申請用紙（MR2B）で車両登録を行う。NZ の陸上交通法（Land Transport Rules）が定める輸入車への規制は公道を走行する車両に限定されるため、展示用、私道・オフロード使用に限定した車両、部品として解体される車両、再輸出向けであれば、いかなる車両でも合法的に輸入できる。

3. 車両登録／販売手続き

3-1. 車両登録

輸入車両検査が終了すると MR2A と車検証 (WoF もしくは CoF) が発行され、車両登録が可能になる。登録は輸入車両検査業者 4 社のうち 3 社でも代行できる (Safer Vehicle Testing Ltd (SVT) を除く)。

MR2A に必要事項を記入して費用を支払い、ナンバープレート、登録証 (Certificate of registration)、ライセンス証 (Licence label) の交付を受ける。ディーゼル車と大型車の場合は道路使用料 (RUC : Road user charges) 納付書を取得し、初めて公道を走行できる。

(詳細は運輸局 “How to register your vehicle” 参照)

<http://www.nzta.govt.nz/vehicle/registration-licensing/registration/process.html>

3-2. 販売手続き

年間 6 台以上の販売もしくは 3 台以上の輸入に携わる者は自動車取引業者登録が必要 (1-1 参照) であるが、海外登記企業では登録資格がないので注意を要する。

一般的な販売方法は中古車販売店への卸売・委託販売で、それ以外にネットオークションでの販売、個人売買 (新聞広告等)、カーフェア (週末に開催される自動車のフリーマーケット。個人・業者とも参加可)、カーオークションでの競売等の方法がある。NZ 運輸局が示す

販売もしくは購入の一般的な手順と関連する必要書類の詳細は以下の URL を参照。

“Buying and selling requirements”

<http://www.nzta.govt.nz/vehicle/registration-licensing/traders-requirements.html#selling>

“Motor vehicle trader forms”

<http://www.nzta.govt.nz/vehicle/registration-licensing/traders-forms.html>

自動車販売に関する法令は以下の URL を参照。

「消費者保護法」 (Consumer Guarantees Act 1993)

<http://www.legislation.govt.nz/act/public/1993/0091/latest/DLM311053.html>

「自動車販売法」 (Motor Vehicle Sales Act 2003)

<http://www.legislation.govt.nz/act/public/2003/0012/latest/DLM188104.html>

「公正取引法」 (Fair Trading Act 1986)

<http://www.legislation.govt.nz/act/public/1986/0121/latest/DLM96439.html>

「契約救済法」 (Contractual Remedies Act 1979)

<http://www.legislation.govt.nz/act/public/1979/0011/latest/DLM31566.html>

4. その他の留意点・参考情報

4-1. 内国諸税と諸費用

2010 年末現在、NZ での検疫・水際検査・通関費用（関税・消費税は除く）・輸入車両検査・車両登録費用を合わせた費用は概算で 800~1,000NZ ドル（NZ 運輸局試算）。うち輸入車両検査費用（業者や車両状態により異なる）は約 350NZ ドル（消費税別）程度とされる。

(1) 関税、消費税

NZへの自動車輸出は内国諸税だけでなく検疫検査費用等、細かい諸税・費用がいくつかある。但し、徴収方法は比較的簡素化されており、日本からの輸出では船賃に検疫料が含まれることが多い。ちなみにNZ税関は日本からの輸入に関して「日本のエージェンの中には輸送費と保険料を過剰請求するところがある」（“Imports from Australia, Japan, UK”より）と警告し、より妥当な料金を模索するよう呼びかけている。

NZでは一般に自動車とオートバイに対しては輸入関税がなく、消費税（2010年10月より税率15%に改定）のみが賦課される。

但し、10人以上の人員（運転手を含む）の輸送用の自動車[HS: 8702]には関税5%、救急車とモーターホーム（ベッド・調理器具・トイレ等が付いたキャンパーバン）[HS: 8703]には10%の関税がかかる。また、貨物自動車[HS:8704]の関税は0~5%（車両型式による）。

（詳細は税関“Section XVII Vehicles, aircraft, vessels and associated transport equipment”参照）

<http://www.customs.govt.nz/nr/rdonlyres/1c85b911-092f-4d6a-a810-faed7218ec6/0/sectionsxvii.pdf>

消費税と関税（課税対象の場合）は中古車または新車（並行輸入車に限る）の関税価額（Customs value）に基づいて算出され、関税価額は「関税及び消費税法（1996年）付表2」（“The Second Schedule of the Customs and Excise Act 1996”）*³に準拠している。

*³ 「関税及び消費税法（1996年）付表2」（“The Second Schedule of the Customs and Excise Act 1996”）

<http://www.customs.govt.nz/nr/rdonlyres/10f7ba7a-f479-4417-9e2f-3121c91aa0b4/0/cr1d1997.pdf>

通常関税価額は、海外で支払われた車両取得価格から以下のものを差し引いた金額により算出される。

- ・ 支払い金額に含まれ、車両がNZに陸揚げされる以前に還付された海外での関税・諸税
- ・ NZに陸揚げされる以前に輸入者本人が海外で当該車両を90日以上所有・使用していた場合に適用される減価償却費。減価償却はNZ国内からネットで購入したような場合は適用されない。

関税価格の算出には購入した通貨をNZドルに換算する。税関が採用する換算為替レートは2週間ごとに公表（2週間の有効期限）される。

通関での納税額の一例 (イギリスからの輸入例)

		備考
a) 車両の関税価格 (通貨:ポンド)	£8,500.00	関税価格は基本的に車両購入価格とエージェント費用。通常の金額から極端にかけ離れている場合は関税が確定する場合もある
b) 車両の関税価値 (通貨: NZドル、為替レート: 1NZドル = 0.31ポンド)	NZ \$27,419.00	為替レートは関税が2週間ごとに確定
c) 27.5%の減価償却費控除後の関税価値	\$19,879.00	減価償却は個人輸入向けで、輸入者本人が海外で90日以上所有・使用していた車両のみに適用。帰国するNZ人や移民向けの制度
d) 関税(非課税)	0	ただし、10人以上の人員(運転手を含む)の輸送用自動車には5%、貨物自動車には0~5%、救急車とモーターホームは10%の関税がかかる
e) 輸送料、保険料	\$4,500.00	
f) 消費税価値 = c) + d) + e)	\$24,379.00	
g) 15%の消費税 (2010年10月1日改定)	\$3,656.85	
最終納税額 = d) + g)	NZ \$3,656.85	

(出所)NZ税関 (備考は独自に追加したもの)

為替レートは税関“Customs rates of exchange”で参照できる。

<http://www.customs.govt.nz/importers/Commercial+importers/Exchange+rates/current.htm>

個人輸入通関の場合の詳細は“Advice on private motor vehicle imports”参照。

<http://www.customs.govt.nz/NR/rdonlyres/905E183A-6553-4126-835E-E090CA3A8E5B/0/FactSheet29.pdf>

(2) 輸入取引手数料、バイオ・リスク・スクリーニング税

NZ では商業目的の輸入において 50NZ ドル以上の(関税もしくは)消費税が発生した場合(個人輸入の場合は輸入品価格が 1,000NZ ドル以上)、通関 1 回毎に輸入取引手数料(IETF: Import Entry Transaction Fee) 25.30 ドル(消費税込み)が徴収され、自動車輸入取引のほとんどはこれに該当する。

さらに IETF の対象となった輸入取引は全て NZ 農林省よりバイオセキュリティ・リスク・スクリーニング税(Biosecurity Risk Screening Levy) 12.77NZ ドルが課せられる。バイオセキュリティ・リスク・スクリーニング税は検疫料とは別で、輸入品の検疫リスクの識別費用に充当される。いずれの費用も税関がまとめて徴収する。

(3) NZにおける検疫・水際検査費用

日本からの輸出では、検疫・水際検査を船積み前に済ませておくこともできるが、もしNZでこれらを荷揚げ港で行う場合は、中小型車で1台41.40NZドル、大型車で1台58.26NZドル(いずれも消費税込み、修理後の再検査費用も同様)となる。但し、検疫官の荷揚げ港までの交通費等諸雑費も徴収される。

詳細は農林省“Biosecurity (Costs) Regulations 2010 charges from 1 October 2010”参照。

<http://www.biosecurity.govt.nz/files/biosec/policy-laws/biosecurity-cost-regs-2010.pdf>

(4) 輸入登録費用、ライセンス費用

車両登録費用はナンバープレート代金と公道走行許可に相当するライセンス費用 (Licensing fee) を含んでいる。1 回の車両登録費用は表の通り。これ以降は一定期間ごとにライセンス費用のみを支払う。自家用ガソリン車のライセンス費用 (排気量同一) は、3 カ月で 77.80NZ ドル、6 カ月で 147.80 NZ ドル、12 カ月で 287.87 NZ ドル。交付されたライセンス証 (Licence label) は車検証同様フロントガラスに掲示する。

なお、NZ には重量税に相当するものはない。

詳細は運輸局 “Vehicle registration and licensing fees” 参

照。 <http://www.nzta.govt.nz/vehicle/registration-licensing/fees.html>

車両登録費用 (2010年10月1日改定)(単位:NZドル)

車両登録費用(ナンバープレート代金+ライセンス費用)		6カ月	12カ月
乗用車・バン			
自家用	ガソリン車 1301-2600cc	291.11	431.18
	ガソリン車 2601-4000cc	322.16	462.23
	非ガソリン車 1301-2600cc	356.04	561.04
	非ガソリン車 2601-4000cc	387.09	592.09
トレーラー			
その他 運送	車両総重量 1-3500kg	84.61	98.69

(出所)NZ運輸局

(5) 道路使用料 (ディーゼル車と大型車のみ)

NZ ではディーゼルのように販売時に課税されていない燃料を使用する車両と、大型車 (車両総重量 3.5 トン以上) は車両登録費用以外に道路使用料 (RUC : Road user charges) 納付書がないと公道を走行することができない。但し、電気自動車は対象外。

道路使用料は車両重量と 1,000km を一単位とする走行距離に基づいて算出され、購入した距離証 (Distance licence) の納付書をフロントガラスに掲示する。購入距離を走行し終える前に距離証を更新する必要がある。費用は 2 トン未満の車両で最初の 1,000km が 44.31NZ ドル、5,000km で 1,000km 当たり 43.86NZ ドル (消費税込み)。購入場所や購入方法により 1 回ごとに約 5~10NZ ドルの手数料がかかる。

詳細は運輸局 “Road user charges :Light vehicles(Factsheet 38)” 参照。

<http://www.nzta.govt.nz/resources/factsheets/38/road-user-charges-1-6-tonne-vehicles.html#table>

4-2. 車検制度・保険制度

(1) 車検制度

車両登録のある車両は定期的な車検と車検証の提示が義務付けられている。車検には中小型車向けの WoF (Warrant of Fitness) と、大型車 (トラック、大型トレーラー、モーターホーム) や旅客輸送用商業車 (タクシー、バス、レンタカー等) 向けの CoF (Certificate of Fitness) の2種類がある。

車検の詳細は運輸局 “Warrants and certification” 参照。

<http://www.nzta.govt.nz/vehicle/warrants-certifications/index.html>

WoF :

検査の頻度は製造後 6 年未満は 1 年ごと、6 年以上は半年ごと。全国に 3,200 ヶ所の WoF 検査業者がある (大手以外は自動車修理工場が検査資格を持つ従業員を配して兼務)。WoF の基本目的は安全性の確認で日本の車検と比べ非常に簡素化されている。主な検査部分はタイヤの溝の深さ等、ライト、ブレーキ機能、シートベルト、エアバッグ (いずれも安全性確認)、排気ガス、燃料漏れ等で、エンジンやクラッチ、ブレーキパッドの厚み、構造に影響しない錆などは問われない。費用は 1 回約 30~50NZ ドル。

CoF :

検査は半年ごと。CoF 検査業者は Automobile Association (AA)、Vehicle Inspection New Zealand (VINZ)、Vehicle Testing New Zealand (VTNZ) の3社のみで、いずれも輸入車両検査業者。検査内容は基本的に WoF に準じるが、積載量証明の掲示等検査項目が増える。安全性確認が中心となり、タイヤの溝の深さ、ライト、シートベルト、エアバッグの装備・機能を重点的に検査する。

(2) 保険制度

NZ には ACC (Accident compensation corporation) と呼ばれる政府の事故補填機関があり、国内で発生した事故による怪我の全てを補償する。補償対象は国民か外国人旅行者かを問わない。交通事故で人身事故が起きた場合でも、被害者・加害者ともに国が治療費や各種補償 (休業補償も含む) を提供するため、加害者の損害賠償という考え方がなく、日本のような自賠責保険は存在しない。任意加入の自動車保険は存在するが、補償内容は対物賠償保険と車両保険に限定される。ACC の財源は ACC 税として主に就労者から徴収され、車両登録費用・ガソリン税の一部からも拠出されている。非就労者や外国人旅行者などは国が補填している。

ACC : <http://www.acc.co.nz/>

4-3. 参考情報

NZ は自動車を生産しておらず海外からの輸入に 100%頼っているが、都市部以外では公共交通機関がほとんど発達していない典型的な自動車社会でもある。そのため自動車は国民の足として通勤、通学、ビジネスに欠かせず、一世帯で 2、3 台を所有することも珍しくない。今後も自動車優先のライフスタイルが続くものと予想される。

こうした背景から国も自動車社会を支持する傾向が強く、公共交通機関より道路整備を優先したり、15 歳から運転免許が取得できるなどの政策を維持している。中古車輸入を認め、関税 0%で自由に輸入できる制度もこうした政策の延長である。半面、参入障壁がほとんどない中古車輸入業は常に厳しい過当競争にさらされているといえる。

【市場動向】

ネットオークションによる価格・マージンの低下傾向

輸入業者からのヒアリングによると、現在の中古車市場は約 10 年前から始まった NZ 最大のインターネットオークション・サイト「トレードミー」(TradeMe) が価格指標となり、以前と比べ販売価格、マージンとも低下傾向にあるという。また、年に 2 台までであれば誰でも自由に中古車輸入・販売ができるため、これを副業とする個人にもオークション・サイトは幅広く利用されている。

(トレードミーの自動車販売専用ページ “TradeMe Motors”) <http://www.trademe.co.nz/Trade-me-motors/index.htm>

オークション・サイトは車種、メーカー、希望価格、希望年式により車が簡単に検索でき、比較も容易なため、買い手本位の販売形態が支持を得ている。従来は店舗販売、週末のカーフェア、カーオークション等、買い手が出向かなければならず、なおかつ価格の比較が難しい売り手優位な販売形態が主流だった。

輸入業者もオークション・サイトに出品しているが、事前に設定する販売希望価格で落札されることが多く、金額が競り上がらない。業者が店舗を構えている場合は、買い手が下見に来店する可能性もあり、オークション・サイトは販売だけでなく、宣伝効果も期待できるツールである。但し、ネット販売特有の問題も浮上しており、政府当局が消費者保護法に基づいて業者に対する規制強化を検討する動きもある。

“Traders may be forced out of online auctions” <http://www.mta.org.nz/n1940.html>

ハイブリッド車、小型車の台頭

原油価格の高騰に加え 2008 年以降の景気後退によって、従来人気のあった大型の 4WD や SUV に代わってハイブリッド車、小型車など環境に優しい、燃費の良い車種が注目されるようになってきた。これは今後も需要が継続していく見通し。

円高傾向

近年の円高は景気後退と重なり、NZ の中古車市場に大きな影響を及ぼした。為替ヘッジなどは行わない中小輸入業者がほとんどである業界だけに、為替動向は販売価格に直接転嫁され、売れ行きやマージンを左右する傾向がある。

【法改正・規制強化】

2012年より排ガス規制強化

現在、日本からの輸入車に対し一番厳しく設定されている条件が排気ガス基準である。日本では平成17年の排気ガス規制以降、3桁の型式コード（例：AAA、ABA、DAA）を採用しており、NZのガソリン車（LPG車・CNG車も含む）規制も2012年1月1日以降は平成17年規制に移行するため、実質的に2005年以降に製造された型式コードが3桁のものしかNZで車両登録ができなくなる。（輸入しても公道の走行不可）

なお、ディーゼル車は2010年よりすでに平成17年規制に移行している。

平成17年規制適用は現在のところ、ガソリン車・ディーゼル車とも2012年末までとされているが、それ以降の規制変更にも注意が必要。ガソリン車の場合2011年末までは日本での製造から最長9年を経過した車両の輸入が目安だが、2012年以降はこれが最長7年に短縮されることになり、実質的な規制強化となっている。

詳細はNZ運輸局“Used vehicle from Japan”、“Environmental standards”参照。

<http://www.nzta.govt.nz/vehicle/importing/step-two/japan.html#certificates>

<http://www.nzta.govt.nz/vehicle/classes-standards/environment.html#tbl1>

ガソリン、ディーゼルへのETS導入（2010年7月）

NZは2010年7月1日より本格的に温室効果ガス対策（ニュージーランド排出量取引制度＝NZ ETS）を開始した。これによりガソリン、ディーゼル価格も同日に2～3%値上がりした。ただ、これによる大きな影響や混乱は見られず、ガソリン価格は依然として原油価格と為替レートに左右されている。

消費税15%に引き上げ（2010年10月）

2010年10月より消費税が従来の12.5%から15%に引き上げられた。新車販売では事前に若干の駆け込み需要が見られたが、輸入中古車（乗用車）は7～10月にかけて登録台数がむしろ減少した。

【その他】

車両登録のタイミング

輸入車両検査が終了すると車検証と車両登録申請用紙（MR2A）が発行されるが、販売目的の場合はすぐに車両登録をせずに業者用の仮ナンバープレートのままにしておき（公道走行可）、買い手が決まってから購入者名義で登録するのが一般的。買い手が NZ で最初のオーナーになる点が好まれる。宣伝でも“New Zealand New”（ニュージーランド初）という表現を使うことができセールスポイントになる。

燃費格付け証明書

輸入車両検査後、検査業者が燃費格付け“Fuel Economy Rating”と呼ばれる車両の燃費を星の数で示した証明書を発行する。販売業者は販売時にこの証明書を提示することが求められている。

燃費格付けの詳細は運輸局“Fuel Economy”参照。

<http://www.rightcar.govt.nz/ratings/fueleconomy.html>

4-4. 情報源・関係官庁

NZ 税関 : New Zealand Customs Service

<http://www.customs.govt.nz/default.htm>

<Auckland City Office> (全国に 18 拠点)

所在地 : Customhouse, 50 Anzac Avenue, Auckland

郵送先 : PO Box 29, Shortland Street, Auckland 1140, New Zealand

海外専用電話・FAX (全国共通) : 電話 +64-9-300-5399 FAX +64-9-359-6730

国内専用電話・FAX (全国共通) : 電話 0800-428-786 FAX +09-359-6730

E-mail : feedback@customs.govt.nz

【主な参照リンク】

“Advice on private motor vehicle imports”

<http://www.customs.govt.nz/NR/rdonlyres/905E183A-6553-4126-835E-E090CA3A8E5B/0/FactSheet29.pdf>

“When Customs charges are payable”

<http://www.customs.govt.nz/travellers/Motor+vehicles/When+Customs+charges+are+payable.htm>

“Section XVII Vehicles, aircraft, vessels and associated transport equipment”

<http://www.customs.govt.nz/nr/rdonlyres/1c85b911-092f-4d6a-a810-faed7218ec6/0/sectionsxvii.pdf>

「関税及び消費税法(1996年)」 “Customs and Excise Act 1996”

<http://www.customs.govt.nz/nr/rdonlyres/10f7ba7a-f479-4417-9e2f-3121c91aa0b4/0/cr1d1997.pdf>

NZ 農林省バイオセキュリティ局 : MAF Biosecurity New Zealand

<http://www.biosecurity.govt.nz/>

所在地 : Pastoral House, 25 The Terrace, Wellington, New Zealand

郵送先 : PO Box 2526, Wellington 6140, New Zealand

電話 (海外専用電話) : +64-4-894-0100 (国内フリーダイヤル) : 0800-00-83-33

FAX : + 64-4-894-0720

E-mail : <http://www.biosecurity.govt.nz/contact>より専用フォームで送信

【主な参照リンク】

“Importing Used Buses, Cars, Motor Cycles, Trucks, Utility Vehicles and Vans From Any Country”

<http://www.biosecurity.govt.nz/imports/non-organic/standards/bmg-std-vehil.htm>

NZ 運輸局 : NZ Transport Agency

<http://www.nzta.govt.nz/index.html>

<National Office> (全国に 13 拠点)

所在地 : Victoria Arcade, 44 Victoria Street, Wellington, New Zealand

郵送先 : Private Bag 6995, Wellington 6141, New Zealand

電話 : +64-4-894-5400 FAX : +64-4894-6100

海外専用電話 : +64-6-953-6200 FAX : +64-6-953-6406

E-mail : info@nzta.govt.nz

【主な参照リンク】

“Guide to importing a vehicle”

<http://www.nzta.govt.nz/vehicle/importing/index.html>

“Importing a motor vehicle(Factsheet 44)”

<http://www.nzta.govt.nz/resources/factsheets/44/importing-a-vehicle.html>

“Land Transport Rules”

<http://www.nzta.govt.nz/resources/results.html?catid=2>

NZ 経済開発省下の MVTR : Motor Vehicle Trader Registration (自動車取引業者登録)

<http://www.motortraders.med.govt.nz/cms>

<Auckland: Northern Business Centre> (全国に4拠点)

所在地 : Level 18, ASB Centre, 135 Albert Street, Auckland 1010, New Zealand

郵送先 (全国共通) : Private Bag 92061, Victoria Street West, Auckland 1142, New Zealand

電話 (全国共通) (海外専用電話) : +64-4-472-0030 (国内フリーダイヤル) : 0508-668-678

FAX (全国共通) : + 64-9-913-4212

第Ⅱ章 中古建機

NZの陸上交通法（Land Transport Rules）が定める輸入車規制は公道を走行する車両に限定されている。そのため建機輸入の監督官庁はNZ運輸局、NZ農林省、NZ税関の3官庁に跨る場合（特殊用途自動車等）と、運輸局の輸入車両検査を必要としない2官庁のみの場合（トラクター等）に分かれる。運輸省は車両を車両識別番号（VIN：Vehicle identification number）の有無で分類している。VIN番号のある通常の車両とVIN番号のない「非VIN車両」は共に車両登録が必要だが、非VIN車両は国内でVIN番号を登録する必要がないため輸入車両検査を必要としない。従って、建機の場合は、VIN番号の有無で対応が変わってくる。農林省の分類では「車両と機械」が一つになっており、当該細目で「中古車」「農林業機械」（Forestry and Agricultural Equipment）「中古タイヤ」に分かれ、建機という分類はない。しかもどれもバイオセキュリティの観点から土壌・汚水・動植物物質等で汚染されている前提と判断されるもので、NZでの輸入規制の対象となる。同省の定義ではコンクリートミキサー車、冷凍車、道路工事用機械も「農林業機械」に含まれ、建機の大半がこれに該当すると考えられる。同分類は上述の運輸局のそれとは合致しない。以下、NZ農林省の規制に関する記述は「農林業機械」項目を参照している。

1. 輸入販売可能な輸入者要件

輸入ライセンスというものはなく、「自動車販売法」の規定に該当する場合のみ自動車取引業者登録が必要となる。詳細は第Ⅰ章中古車に同じ。

2. 事前許可取得手続きの流れ

（1）輸入前の通知

中古建機をNZへ輸出する場合、船積み前にNZ農林省に事前通知をしなければならない。農林省は通知をもとに特別な機械に対して特定条件が必要かどうかを検討する。

（連絡先）

The National Advisor
Plant Quarantine and Risk Analysis, MAF Regulatory Authority,
P O Box 2526, Wellington, New Zealand

（2）船積み前の洗浄消毒

船積み前には徹底した洗浄・消毒が求められている。巻き上げ機付きの機械でワイヤー、繊維のロープ、ケーブルがある場合はこれらを取り外し、以下の処理のいずれかを選択しなければならない。

- a. 温度 121 度で 15 分間の熱処理
- b. 取り外したままにしておく
- c. 新しいものと取り替える

a. と c. の場合は、処理済み又は新品である証明書が必要となる。輸送中もコンテナを利用するなど再汚染を防止しなければならない。

船積み前に輸出国で検疫を済ませておくこともできるが、全ての事前検疫はNZ農林省の指示に従わなければならない。

(3) 検疫の必要書類

全ての中古建機は NZ 農林省の検疫検査を受けることが義務付けられているため、荷揚げは大型機械用検疫処理施設のある港湾に限られる。必要書類は以下の記載が求められている。通常は積荷目録（パッキングリスト）や船荷証券（B/L）でも代用できる。

- 機械が識別できる証明書（Identification）
- 原産国
- 貨物運送状
- 荷送人
- 荷受人

(4) NZ における検疫

検疫は港湾内の密閉された場所で行われ、機械の内装・外装に昆虫、植物関連物質、土壌、汚水、その他汚染物質が付着していないか綿密に検査する。特にコンクリートミキサー車とショベルカーはドラムやショベルの内側に汚水が残留していることが多く、陸揚げ後 24 時間以内に蚊の発生がないかを検査する。コンテナで輸送された機械は検疫官の指示により、港湾外の指定施設に移送して検疫を受けることもある。

検疫によって汚染を認められると、陸揚げの禁止、網掛け、殺虫剤の空中散布などの方法が採られ、輸入者は指定施設での洗浄・消毒か、国外への転送を選択しなければならない。関連費用は全額輸入者の負担となる。検疫終了時には検疫検査証が発行される。

輸入者は事前に洗浄・消毒を行った証明書を提出し検査項目の削減を求めることもできるが、処理の度合いや方法などの判断は検疫官の判断に委ねられる。頻繁に輸入を行う輸入業者で洗浄・消毒処理の信憑性を証明できる場合は、NZ 農林省に検疫検査の簡素化を申請することができる。

詳細は農林省の “Importing Forestry and Agricultural Equipment from any Country” 参照

<http://www.biosecurity.govt.nz/imports/non-organic/standards/152-07-04i.htm>

3. 関税率その他

(1) 関税率

NZ 税関は輸入規制のある品目については、監督官庁（建機の場合は農林省）から輸入許可があり、輸入許可番号が出された後に通関手続きに入る。輸入規制品目、監督官庁、輸入許可番号等の情報は全て税関のオンライン・システムで管理・表示される。

主要建機の関税率は以下のとおり。関税価額は中古車と同様、実際の取得費用（エージェント手数料等を含む）を基に算出され、消費税（15%）は関税価額に関税を足した金額に輸送費用、保険料を加えた消費税価格を基に納税する。

[HS8426] デリック、クレーン（ケーブルクレーンを含む）等：5%

[HS8427] フォークリフトトラック：5%

[HS8429] ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機等：5%（スプレーパーのみ 0%）

[HS8701] トラクター：0%（車両総重量が 10.5 トン以上の車両は 5%）

[HS8705] 特殊用途自動車（クレーン車、コンクリートミキサー車等）：5%

出所：“Section XVI Machinery and mechanical appliances; electrical equipment; parts thereof; sound recorders and reproducers, television image and sound recorders and reproducers, and parts and accessories of such articles”

<http://www.customs.govt.nz/nr/ronlyres/e7a27304-ead5-4ed6-95d9-0472bed56d8e/0/sectionsxvi.pdf>

“Section XVII Vehicles, aircraft, vessels and associated transport equipment”
<http://www.customs.govt.nz/nr/rdonlyres/lc85b911-092f-4d6a-a810-faedd7218ec6/0/sectionsvii.pdf>

(2) 車両に関する規格基準

特殊用途自動車等 VIN 番号がある建機は中古車に同じ。

(3) 車両登録・販売手続き

車両登録は VIN 番号のある場合は MR2A、非 VIN 車両の場合は MR2B の申請用紙で行う。登録方法の詳細は中古車に同じ。

(4) 備考

中古建機の輸入制度については中古車に比べ当局の情報が総じて乏しい。監督官庁によって分類が異なることも状況を複雑にしている。総じて専門家が支配的な分野で、中古車のように個人輸入や副業として携わることは難しい。輸入後の販路も中古車インターネットオークションのような方法はなく、専門家の販路に依存する可能性が高い。

反面、参入障壁が高い分、販路を築くことができればマージンの維持が難しい中古車よりも事業としての展開が期待できる可能性もある。

以上

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)の各海外事務所を通じ委託調査を行い、貿易投資相談センターで取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構(ジェトロ)の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。